

# 公 告

契約担当官  
航空自衛隊第1航空  
会計隊長 上山 貴



次により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上、参加されたい。

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 件名等

件名(品名)	規格	単位	予定数量	備考
普通自動車免許(普通自動2輪)外8件	仕様書のとおり			

(2) 履行場所 契約相手方指定場所

(3) 履行期間 令和元年10月1日～令和2年3月15日

## 2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の交付を受けた者で「役務の提供等」D級以上に格付け『東海・北陸地域』の競争参加資格を有する者。
- (2) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に基づき、競争に参加できないとされた者でないこと。
- (3) 1 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。  
2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。  
3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

3 契約条項を示す場所 静岡県浜松市西区西山町無番地 航空自衛隊浜松基地 会計隊

## 4 競争執行の場所及び日時

- (1) 場 所 航空自衛隊浜松基地 会計隊 入札室
- (2) 入札日時 令和元年9月26日(木)10時00分

## 5 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税込みの金額を入札書に記載すること。

## 6 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 予決令第77条第二号により免除
- (2) 契約保証金 予決令第100条の3第三号により免除

## 7 入札の無効

競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

8 契約書等作成の要否 要

9 落札決定方式 単価決定

10 契約の方法 単価契約

## 11 その他

- (1) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
- (2) 入札に先立ち、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを提出すること。(FAX可)
- (3) 本入札における郵便入札を可とする。配達記録を有する手段により、令和元年9月24日(火)必着とする。
- (4) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。

電話(053)472-1111 内線3762, 3763 FAX(053)472-7735

担当 園田

航空自衛隊仕様書				
仕様書の 種類	内容による分類	役務仕様書		
	性質による分類	個別仕様書		
物品番号			仕様書番号	
品名 又は 件名	部外委託（技能検定）訓練		浜基LPS-X100007-1	
			承認	平成31年4月26日
			作成	平成31年4月25日
			改正	令和元年7月19日
作成部 隊等名	第1航空団司令部 浜松基地援護室			

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊浜松基地に所属する隊員に対する部外委託（技能検定）訓練について規定する。

### 1.2 用語及び定義

本仕様書で使用する用語及び定義は次による。

- a) 関係法令 道路交通法、教習に関わる法令
- b) 被訓練者 航空自衛隊浜松基地が差し出す隊員をいう。
- c) 契約相手方 関係法令に定める指定された指定教習所の設置者

## 2 役務内容

- 2.1 契約相手方は、別表に示す訓練課目において訓練を実施するものとする。
- 2.2 契約相手方は被訓練者に対し、関係法令に定める教習、検定、修了証又は卒業証明書の発行を行うものとする。
- 2.3 契約相手方は、技能検定のうち修了検定又は卒業検定をそれぞれ1回実施するものとする。
- 2.4 訓練期間は、当該年度契約締結日から当該年度3月15日までを基準とする。

### 3 役務に関する要求

- 3.1 契約相手方は、浜松基地から履行場所まで被訓練者を送迎することを基準とする。
- 3.2 項目3.1に要する時間は、片道おおむね30分を基準とする。
- 3.3 訓練に使用する車両、施設、教材及び講師は契約相手方が準備するものとする。
- 3.4 訓練日数は120日以内を基準とする。ただし、1月以降については訓練期間終了日までとする。
- 3.5 訓練時間は平日の午前8時15分から午後5時の間を基準とし、細部については官側と調整するものとする。
- 3.6 契約相手方は、訓練開始日について、官側と調整するものとする。
- 3.7 契約相手方は、各月末日までの訓練終了状況を取りまとめ、官側に提出するものとする。
- 3.8 契約相手方は、訓練終了後、卒業証明書の写しを官側に提出するものとする。
- 3.9 契約相手方は、官側が被訓練者の予約スケジュール表（受講状況）を要求した時は、FAXにより速やかに官側に送付するものとする。

### 4 検査

証明書の写しをもって、委託の完了とする。

### 6 守秘義務

- a) 契約相手方は、この契約の委託に際し知り得た情報を第三者に漏らし、又は利用してはならない。なお、本契約終了後においても同様の扱いとする。
- b) 個人情報の取扱いについては、注意の上、行うこと。
- c) 契約相手方は、部外委託（技能検定）訓練に係る個人情報を他の目的で利用してはならない。また当該情報を第三者に提供してはならない。

### 7 その他

- a) 被訓練者の事情により、技能追加料金及び再検定料金等が発生した場合、それに係る費用は被訓練者が負担する。
- b) 被訓練者の教習中において事故が生じた場合は、契約相手方が負うものとする。
- c) 本仕様書について疑義のある場合、又は仕様書に明記されていないことが生じた場合は、官側と協議するものとする。

## 別表

訓練課目	保有免許条件
普通自動車免許	普通自動2輪車免許
準中型自動車免許	なし
中型自動車免許	中型自動車免許（5 t 限定）
	中型自動車免許（8 t 限定）
大型自動車免許	中型自動車免許（5 t 限定）
	中型自動車免許（8 t 限定）
大型2種自動車免許	大型自動車免許
けん引自動車	普通自動車免許（MT）以上
フォークリフト	普通自動車免許（MT）以上